

# 公益財団法人山梨県スポーツ協会事業費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 山梨県知事(以下「知事」という。)は、アマチュアスポーツを振興し、県民の体力の向上を図るとともに、スポーツ精神を育成するため、公益財団法人山梨県スポーツ協会(以下「補助事業者」という。)が実施する事業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第2条 補助事業者が実施する事業等のうち、この補助金の交付対象となる事業等(以下「補助対象事業」という。)は次の各号のとおりとし、補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)については、別表のとおりとする。

- (1) スポーツ振興に関する業務
- (2) 青少年のスポーツ推進に係る事業(スポーツ少年団活動推進事業)
- (3) 青少年のスポーツ推進に係る事業(スポーツ大会開催事業)
- (4) 境川自転車競技場の管理運営に係る事業
- (5) 競技力向上対策本部に係る事業
- (6) 国民体育大会に出場する選手団の服装等に係る事業
- (7) クレー射撃競技の練習場確保に係る事業
- (8) スポーツ少年団全国大会派遣に係る事業
- (9) その他知事が認めた事業

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付申請は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、事業開始年度の4月1日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号の2)
- (2) 収支予算書(様式第1号の3)
- (3) 事業別予算内訳書
- (4) その他必要な書類

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)

の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があった場合には、当該申請に係る書類及び内容を審査のうえ、補助金を交付すべきものと認められるときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書を補助事業者に交付するものとする。

(補助金交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業以外に使用してはならない。
- (2) 各補助対象事業において、補助対象事業に要する経費の配分及び補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ事業内容変更承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、別表の各補助対象事業内の補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の遂行過程で生じた事業内容の変更において、補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないものを除く。
- (3) 前号に関わらず、各補助対象事業において、交付決定額の10%又は百万円を超えるいずれか低い額の不用額が見込まれることになった場合は、速やかに事業内容変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事業内容変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (5) 補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 交付決定をした年度内において補助対象事業の履行の確認が完了し、第9条の規定による実績報告書の提出があった場合において、補助金の額に減額が生じたときは、規則第13条に規定する補助金の額の確定をもって減額の変更交付決定とする。
- (7) 知事は、第3条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (8) 知事は、第3条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付決定の取り消し等)

第6条 知事は、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 補助対象事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

2 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合、補助対象事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

3 補助事業者は、交付決定の取り消しに関して、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、毎年度7月末現在の事業の実施状況を8月10日までに、11月末現在の事業の実施状況を12月10日までに、事業実施状況報告書(様式第3号)により、知事に報告しなければならない。

(補助金交付の方法)

第8条 補助金交付の方法は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払いとすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第9条 規則第12条の規定により、補助対象事業完了の日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定した翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第5号の2)
- (2) 収支決算書(様式第5号の3)
- (3) 事業別決算内訳書
- (4) その他必要な書類

2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第10条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合においては、原則として、交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第11条 補助事業者は、補助対象事業終了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

- 第12条 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまでの間、関係書類を保管しなければならない。

附 則

- この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年6月19日から施行する。

この要綱は、令和3年6月18日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	費目	補助率等
1. スポーツ振興に関する業務	県のスポーツ振興施策に密接な業務を担当する職員（専務理事、担当職員）に係る人件費 スポーツ振興に関する業務に係る事務局運営に必要な経費	人件費・旅費・役務費（手数料）・委託料・負担金、補助及び交付金	定 額
2. 青少年のスポーツ推進に係る事業 （スポーツ少年団活動推進事業）	ジュニアリーダー養成、指導者研修に係る経費	報償費・旅費・需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）・役務費（通信運搬費、手数料、保険料）・委託料・使用料及び賃借料	1／2 以内
3. 青少年のスポーツ推進に係る事業 （スポーツ大会開催事業）	競技団体が開催し、小中学生が観戦しやすいよう配慮されたスポーツ大会のうち、スポーツ協会が助成した経費	負担金、補助及び交付金	定 額
4. 境川自転車競技場の管理運営に係る事業	境川自転車競技場の管理運営に係る経費	人件費・旅費・需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、光熱水費）・役務費（通信運搬費、手数料、火災保険料）・委託料・使用料及び賃借料・工事請負費・備品購入費	定 額
5. 競技力向上対策本部に係る事業	競技力の向上、指定強化、一貫指導体制の推進、指導者の養成育成、競技力向上のための条件整備にかかる経費	旅費・負担金、補助及び交付金（報償費・需用費（消耗品費、印刷製本費）・役務費（通信運搬費、手数料、保険料）・使用料及び賃借料・講習会受講料）	定 額
6. 国民体育大会に出場する選手団の服装等に係る事業	国民体育大会参加選手団に係る経費	負担金、補助及び交付金（参加料、服装費）	定 額
7. クレー射撃競技の練習場確保に係る事業	競技力の向上を図るため、競技者が県内外の射撃場を利用する経費のうち、スポーツ協会が助成した経費	負担金、補助及び交付金（旅費、会場借上費、クレー代（一部））	定 額
8. スポーツ少年団全国大会派遣に係る事業	日本スポーツ協会若しくは日本スポーツ協会に加盟する競技団体が主催する全国規模の競技大会に出場する、スポーツ少年団に所属する個人（非課税所得の世帯）の出場に係る経費	負担金、補助及び交付金（交通費、宿泊費）	1／2 以内
9. その他知事が認めた事業に係る事業	その他知事が認めた事業に係る経費	その他知事が認めた事業に係る費目	定 額



様式第1号の2 (第3条関係)

事業計画書 (一覧)

(単位:円)

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	事業の概要 (事業の計画内容を簡潔に記載)
計			—

※ 全ての補助対象事業を記載すること。ただし、第2条第9号は必要に応じて記載とする。

※ 補助対象事業ごとに事業計画書(別紙1)及び事業の詳細に係る資料を添付すること。





4 経費の配分

・ 補助対象経費 金 \_\_\_\_\_ 円

・ 補助金の額 金 \_\_\_\_\_ 円

・ 算出の基礎 (単位：円)

費 目	補助対象経費	補助金の額	補助金の額の算出
計			—

様式第1号の3（第3条関係）

収 支 予 算 書 （一 覧）

（単位：円）

補助対象事業	収 入			支 出
	県補助金	その他	計	
計				

- ※ 全ての補助対象事業を記載すること。ただし、第2条第9号は必要に応じて記載とする。
- ※ 補助対象事業ごとに収支予算書（収支内訳）を添付すること（様式自由）
- ※ 県補助金以外の費目については、補助事業者が定める会計規定等によること。

様式第2号（第5条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事

殿

公益財団法人山梨県スポーツ協会  
会 長 印

### 事業内容変更承認申請書

年 月 日付、第 号で交付決定のありました公益財団法人山梨県スポーツ協会事業費等補助金について、次の理由により事業計画を変更したいので、同補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類全てに、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付し、変更内容を比較できるようにすること（金額は上下書きで比較すること）。

- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・事業別予算内訳書
- ・その他必要な書類

山梨県知事

殿

公益財団法人山梨県スポーツ協会

会 長

印

事 業 実 施 状 況 報 告 書

年 月 日付、 第 号で交付決定のありました公益財団法人山梨県スポーツ協会事業費等補助金について、次のとおり報告します。

補助対象事業	交付決定額 A (円)	現在までの支 出額 B (円)	執行率 B/A (%)	今後執行 予定額 (円)	不用額 (見込み) (円)
計					

※ 全ての補助対象事業を記載すること。ただし、第2条第9号は必要に応じて記載とする。

※ 補助金の額に係る金額を記載すること。

番 号  
年 月 日

山梨県知事

殿

公益財団法人山梨県スポーツ協会  
会 長

印

概 算 払 請 求 書

年 月 日付、 第 号で交付決定のありました公益財団法人山梨県スポーツ協会事業費等補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 内 訳 (単位：円)

補助金交付 決定額 ①	既概算 交付額 ②	差 引 額 (①-②) ③	今回概算払請求額 ④	備考

※ 補助対象事業ごとに今回概算払請求額の根拠資料を添付すること。

3 概算払い請求の理由（詳細を記載すること）

4 支払いの方法

口座振替 預金種別 ( 当座 ・ 普通 )  
口座名 \_\_\_\_\_  
口座番号 \_\_\_\_\_

様式第5号（第9条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事

殿

公益財団法人山梨県スポーツ協会  
会 長 印

公益財団法人山梨県スポーツ協会事業費等補助金実績報告書

年 月 日付、 第 号で交付決定のありました公益財団法人山梨県スポーツ協会事業費等補助金については事業が終了しましたので、同補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 事業報告書（様式第5号の2）

- ・「スポーツ振興に関する業務」に係る人件費（専務理事以外）該当者については、補助対象者ごとに従事した全ての業務を記載した「補助対象者業務実績報告」（様式自由）を提出すること。  
※「補助対象者業務実績報告」は、業務名・実施内容・成果・課題等を記載すること。

2 収支決算書（様式第5号の3）

3 事業別決算内訳書

4 その他必要な書類

5 支払いの方法

口座振替 預金種別 ( 当座 ・ 普通 )  
口座名 \_\_\_\_\_  
口座番号 \_\_\_\_\_

様式第5号の2 (第9条関係)

事業報告書 (一覽)

(単位:円)

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	事業の概要 (事業の実施内容を簡潔に記載)
計			—

※ 全ての補助対象事業を記載すること。ただし、第2条第9号は必要に応じて記載とする。

※ 補助対象事業ごとに事業報告書(別紙2)及び事業の詳細に係る資料を添付すること。



1 補助対象事業名

2 補助対象事業の内容

・ 期 日 令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )

・ (参加) 人員 名

・ 主催 / 後援 (※必要に応じて記載すること)

・ 実施した内容

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

3 実施した事業経過及び結果

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

4 実施した事業の効果

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

5 経費の配分

・ 補助対象経費 金 \_\_\_\_\_ 円

・ 補助金の額 金 \_\_\_\_\_ 円

・ 算出の基礎 (単位：円)

費 目	補助対象経費	補助金の額	補助金の額の算出
計			—

※ 補助金の額の算出の根拠資料を添付すること。

収 支 決 算 書 （一 覧）

（単位：円）

補助対象事業	収 入			支 出
	県補助金	その他	計	
計				

※ 全ての補助対象事業を記載すること。ただし、第2条第9号は必要に応じて記載とする。

※ 補助対象事業ごとに収支決算書（収支内訳）を添付すること（様式自由）

※ 「県補助金」以外の費目については、補助事業者が定める会計規定等によること。

様式第6号（第10条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事

殿

公益財団法人山梨県スポーツ協会  
会 長 印

財産処分承認申請書

年度公益財団法人山梨県スポーツ協会事業費等補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、公益財団法人山梨県スポーツ協会事業費等補助金交付要綱第10条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

様式第7号（第11条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事

殿

公益財団法人山梨県スポーツ協会  
会 長

印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定があった公益財団法人山梨県スポーツ協会事業費等補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したので、次のとおり報告します。

1 補助金の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額

金 円

3 添付書類

- ・記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）
- ・額の確定通知書